

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年3月23日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

松 峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年6月7日（宇治市監査委員公表第12号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 長寿生きがい課
社会福祉法人宇治明星園

監査期間 令和4年2月1日～令和4年3月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	指定管理料の算定について 施設の指定管理業務に関する基本協定書において、条例の条文の引用に齟齬が見受けられた。また、市と指定管理者の事務区分に不明瞭なものが見受けられた。基本協定書及び仕様書の見直しを求める。	指摘事項を改善するため、令和4年4月28日付けで変更協定書を締結し、適正化を図った。